

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 久留倍遺跡運営委員会ほか52団体
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 事前調査期間 平成24年12月10日から平成25年1月9日まで
- 4 監査期間 平成25年1月10日
- 5 監査対象年度 平成23年度
- 6 監査対象事項 補助金に関する出納その他の事務
- 7 監査方法 財政的援助にかかる関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに重点を置いて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査調書に基づく質問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされているか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおいて、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査調書に基づく質問等により行った。

第2 監査対象の概要

- 1 補助金の名称 個性あるまちづくり支援事業費補助金
- 2 補助金交付額 11,829,000円
- 3 補助金の交付目的 市民による先駆的な夢のある地域活動を支援することにより、市民の自主的な取組みによる自立した地域社会づくりを促進し、もって活力ある四日市を創ることを目的とする。
- 4 補助金の交付根拠 四日市市補助金等交付規則
個性あるまちづくり支援事業費補助金交付要綱
- 5 補助金の概要
 - (1) 交付申請（個性あるまちづくり支援事業費補助金交付要綱第8条）
 - ア 申請日 平成23年5月2日～5月24日
 - イ 申請書類 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、経費見積書、構成員名簿、団体の規約、地区市民センターの意見書)
 - (2) プレゼンテーション・審査
 - ア プレゼンテーション 平成23年6月11日、12日
 - イ 審査 平成23年6月9日（事前打ち合わせ） 7月6日（審査）

- ウ 申請（採択）団体数 申請 56 団体、採択 55 団体
- (3) 交付決定（個性あるまちづくり支援事業費補助金交付要綱第9条）
- ア 交付決定日 平成23年7月15日
- イ 書類 補助金交付決定通知書
- (4) 実績報告（個性あるまちづくり支援事業費補助金交付要綱第12条）
- ア 報告日 平成24年1月5日～5月14日
- イ 書類 補助事業実績報告書
（添付書類：収支決算書、写真、領収書）
- (5) 補助金交付 11,829,000円（交付先 53 団体）
- | | | | |
|-----|------|----------------|----------------------|
| 内 訳 | 概算払 | 8,129,000円 | （平成23年8月4日～12月22日支払） |
| | 残額支払 | 3,836,000円 | （平成24年1月13日～5月30日支払） |
| | 精算戻入 | 136,000円 | （平成24年5月11日・28日・30日） |
| | 補助率 | 立ち上げ期 | 10 / 10 上限額 10万円 |
| | | 中級編 対象経費50万円以下 | 9 / 10 上限額 75万円 |
| | | 対象経費50万円超 | 2 / 3 |
| | | 上級編 | 3 / 5 上限額 30万円 |

第3 監査の結果

個性あるまちづくり支援事業費補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、是正、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じられたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【補助金交付先の53団体】

特になし

【市民文化部市民生活課】

(1) 地区市民センターの意見書について

補助金交付申請書は、地区市民センターを経由して提出することになっているが、館長名の意見書の代わりに、事業に関連する課長名の意見書となっている事例が見受けられた。補助金交付要綱第8条の規定との整合性を図るよう見直すこと。 【是正事項】

(2) 申請書類の代表者印について

補助金交付請求書に代表者印が漏れている事例が見受けられた。請求書の審査にあたり、不備のないよう確認すること。 【是正事項】

また、団体によっては、使用されている印鑑が統一されていない事例が見受けられた。書類の審査にあたり、不備のないよう確認すること。【是正事項】

(3) 補助金額の決定について

補助金の交付額の決定にあたり、千円未満の端数を切り捨てや四捨五入し処理している事例が見受けられた。端数処理の方法を統一するよう改めること。【是正事項】

(4) 実績報告書への添付書類について

実績報告書に実施状況の分かる写真が添付されていない事例が見受けられた。実績報告書の審査にあたり、不備のないよう確認すること。【是正事項】

2 意見

【久留倍遺跡運営委員会】

(1) 遺跡周辺の環境整備について

より多くの方に久留倍遺跡を知っていただくため、遺跡周辺のポイントに案内板を立てたり、マップを作成して気軽に遺跡周辺を散策できるよう努力すること。

また、久留倍遺跡まつりについては、鉄道会社やウォーク会等に対し効果的な集客のためのPRを行い、地元企業の協賛についても、自主財源としての確保に努力すること。

【要望事項】

【四日市ウミガメ保存会】

(1) 自然環境の保全について

当該補助金の趣旨を十分に理解し、より多くのウミガメが産卵に集まるよう海岸清掃や外来植物の除去など自然環境の保全に努力し、先駆的で夢のある活動の展開を期待する。

また、市民へのアピールを強化し、より多くの地域住民が参加するよう工夫するとともに、地域の会員・役員を増やすことにも注力するよう要望する。【要望事項】

【久留倍遺跡運営委員会】【四日市ウミガメ保存会】

(1) 金券等や物品の管理について

補助金で購入した切手については、切手受払簿による管理を行い、使用の目的、枚数等を記録として残すこと。また、スタッフジャンパーについても、貸与簿を作成して貸与者を記録するなど補助金で購入した物品について適切に管理し、無駄をなくし、不正・事故防止を徹底すること。【改善事項】

【市民文化部市民生活課】

(1) 補助金交付要綱の見直しについて

ア 募集要項に補助対象となる経費が例示されているが、補助金の交付を受ける団体によって講師謝礼の報償費が大きく異なっている。報償費の基準を明確にするよう見直しを行うこと。

【改善事項】

イ 補助率について、事業効果の波及する度合いに応じて差をつけるなどの検討を行うこと。
【要望事項】

(2) ボランティア活動等への支援について

本市は、自立した地域社会づくりを促進するため、個性あるまちづくり支援事業費補助金を交付しているが、これらの取組みが自立し継続することが重要である。本来、自立して行うべきボランティア活動の理念を再確認し、各団体がどのように自主財源を確保するのか、また、会員を増やしていくかなど、地域社会づくりを継続していくため、行政がどのような形で支援しバックアップするのか、その方策をよく検討すること。
【改善事項】